

# 銀一レンタル会員登録用紙 個人

お申し込み日

年 月 日

## 申込ご本人記入欄

フリガナ	性別		写真	
氏名	印	男		女
フリガナ				
住所	〒	建物名:		号室
生年月日	昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/>	年	月 日	
本籍地				
固定電話		携帯電話		
Eメール		ホームページ	http://	
配偶者	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>			
ご自宅	賃貸 <input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 同居者所有 <input type="checkbox"/> ( )所有 <input type="checkbox"/>	居住年数	年	
主な取引先				
紹介者				
お勤め先 会社名	お勤め先 住所			
役職	勤続年数			
電話		FAX		
支払方法	現金 <input type="checkbox"/> クレジットカード <input type="checkbox"/> 事前振込み <input type="checkbox"/>			
身分証明	運転免許証 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/>	No.		

## 連帯保証人記入欄

フリガナ	フリガナ			
氏名	住所	建物名:		
生年月日	昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/>	年 月 日	性別 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> 印	
固定電話		携帯電話		
Eメール				
間柄	親族( ) 勤め先( ) その他( )			
お勤め先 会社名	部署/役職	お勤め先 住所		
電話		FAX		

## 入会方法について

会員規約をご確認の上申込書にご記入後、銀一スタジオショップまで  
下記の書類一式といっしょにご持参ください。

- 自動車運転免許証又は写真貼付の身分証明書のいずれか1点と住民証、現住所の公共料金領収書等(直近1ヵ月以内)  
いずれか1点の合計2種類。(証明書類はオリジナルをお持ちください、来店時にコピーを取らせていただきます。)
- 親族又は勤務先上司等の保証人が必要です。(確認のため電話等でご連絡が可能な方。)
- 写真 2x3cm判 1枚

弊社記入欄

レンタル会員 No.

登録日

年

月 日

# 店舗控 (ご提出ください)

銀一株式会社  
カメラ及び関連機材賃借基本契約書

第1条 契約の目的  
お客様を乙とし、銀一株式会社を甲とし、甲乙相互間にカメラ及び機材レンタルを行う為に本契約をその基  
本契約として締結致します。

## 第2条 契約条件

乙は甲の示す規約に従つて、所定の契約書を提出し所定の審査によつて甲の所有するカメラ及び関連機材  
を借用し得る資格を所得することができます。但し日本レンタルカメラ協会の加盟店に過ぎ、契約不履行  
等の事実がある時、会員に入会できない場合があります。

## 第3条 会員証の交付及びお客様の認定

甲は乙に対してカメラ及び関連機材レンタルを正確に履行する為会員証を発行します。また甲は乙並び代  
理人より販売並びにレンタルの御依頼がある場合、甲は代理人がはなはだ不自然でない場合は、甲はその者  
を乙の代理人と認めレンタルを行ふ場合があります。その際生じた事故に対する責任は乙の負担にあります。  
乙は甲の所有するレンタル品を利用する場合には、甲に身分等の照会を求められた場合身分証明書を提  
示しなければなりません。

## 第4条 貸出の制限

下記の場合、当社契約済みのお客様(乙)にあってもレンタルのサービスが受けられない場合があります。  
1. 甲の提示する商品以外の場合  
2. 他のお客様の使用を妨げる恐れのある場合  
3. レンタル機材が正規の使用方法に誠実に使用されない恐れがある場合  
4. 乙または連帯保証人に機材紛失、破損に對して担保能力が無い恐れがある場合  
5. 約束期間までにお支払い(ご返却料も)が無い場合  
6. 最終お取引から2年間ごレンタルがない場合

## 第5条 レンタルの実務

1. 乙が機材を借り受けける場合、甲の在庫を予め御確認ください。(完全予約制のため)  
2. 貨物は別に定める当社料金表によって行うものとします。1日24時間を単位として24時間を超  
える場合は1日分として加算されます。  
3. 乙は甲に返却予定を前に申し出で、それまでの賃料を前納するものとします。料金は物価状況等や  
需給状態により変化し、予告無く変更される場合があります。  
4. 乙は機材の使用において甲に対する善良な管理者として注意をもつて使用しなければなりません。乙  
は甲より機材を受け取る際は、各部の点検をしなければなりません。貸出中の事故(機材の故障、損傷、  
盗難、紛失等)について全額乙の貸出後(新品販売価格相当)負担となります。機材の確認はご返却時又  
はご返却後24時間以内に不具合があつた場合は、甲とともにその事に付随する責任義務はないものとします。  
5. 機材に付随する電池、ガソリンなどの消耗品は乙の責任においてご用意下さい。  
6. 甲は事前にデジタルカメラ(バッテック式も含む)CCD(MOS)部の汚れ、塵、ゴミ、埃のチェックは行うが、  
チェック後に、汚れ、塵、ゴミ、埃が付く場合があります。必ず乙の責任において再度点検を行つてください。  
7. 機械部、CCD部、電子部品、CFカード等(メディア)、PCに故障が発生し撮影不可の場合、ご返却後  
に症状が検証された場合に限り(お客様の操作、状況等が悪い場合はこの限りではありません)賃料料をご  
請求しない事をもつてお詫びいたします。その他、撮影に関して金銭的支障が発生しても甲は乙に対して  
責任を負いかねます。

8. デジタルカメラの操作方法(ソフトも含む)に關しては各メーカーサービスセンター又はお客様セントラ  
ーに御相談下さい。

9. 各メーカーのソフトの不具合、PCのOSに關しての不具合については一切甲の責任はないものとします。

10. キャンセル料金は、お渡し予定日の2日前50%、1日前70%、当日前70%の各レンタル料金  
を申し受けます。(配達済みの場合は配達料や引き取り料を申し受けます)  
11. レンタル期間中に乙が物件又はその設置、保管、使用等により第三者に与えた損害について乙が  
これを賠償するものとし、甲は一切の責任を負いません。

第6条 レンタル期間延長  
乙からレンタル期間の満了時までに期間延長の申し出があつた場合甲がこれを承認した場合のみ、甲はレ  
ンタル契約に適用される料金表に基づきこの申し出を了承できます。連絡のない延長はいかなる場合も認  
められません。すべて遅延とみなして乙は甲に細則に基づき遅延損害金を支払うものとします。

第7条 退会及び解約  
1. 乙が本契約に違反した場合、甲は勧告なく直ちに本契約を解除し、同時に甲のお客様としての資格を  
削除し並びに日本レンタル協会、に違反条項を直ちに連絡するものとします。(但し、個人情報に關する  
法律は遵守します)  
2. 乙が甲に対して未払金がある場合退会通告ご10日以内に全額支払うことをします。  
3. 甲から申し出による退会の手続きはレンタル契約による物件の完全な状態での返却完了及び支払  
い完了をもつて認められるものとします。  
4. 契約期間中に取引が全く発生しなかった場合。

第8条 契約の更新  
表紙ご記入の契約期間は通常3年とさせています。期間満了後には相互ご異存無き場合はさらに本契  
約を継続させていただきます。連帯保証人は契約者と共に責任をもつて本契約に誠実に履行するものと  
します。また個別に契約更新期限のご案内は致しません。

第9条 甲の権利譲渡  
甲は、この契約に基づく甲の権利を金融機関等の第三者に譲渡し、若しくは担保に再入れる事ができます。  
第10条 補足  
本契約に定めが無い事項につきましては商法並び民法並び刑法その他、法律、法令に従うものといたします。  
本契約から発生する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所といたします。  
上記の条文に同意します。

年 月 日  
以上、本契約締結の証として、本書を2通作成し甲及び乙は記名捺印のうえ、各自一通を所持する。  
(甲) 貸主 住所: 東京都中央区月島1-1-4-9  
(乙) 借主 住所: 氏名: 銀一株式会社 代表取締役 丹羽寿成  
印

氏名:

印

# お客様控（ご提出ください）

銀一株式会社  
カメラ及び関連機材賃貸借基本契約書

第1条 契約の目的  
お客様を乙とし、銀一株式会社を甲とし、甲乙相互間にカメラ及び機材レンタルを行う為に本契約をその基  
本契約として締結致します。

## 第2条 契約条件

乙は甲の示す規約に従つて、所定の契約書を提出し所定の審査によつて甲の所有するカメラ及び関連機材  
を借用し得る資格を所得することができます。但し日本レンタルカメラ協会の加盟店に過ぎ、契約不履行  
等の事実がある時、会員に入会できない場合があります。

## 第3条 会員証の交付及びお客様の認定

甲は乙に対してカメラ及び関連機材レンタルを正確に履行する為会員証を発行します。また甲は乙並び代  
理人より販売並びにレンタルの御依頼がある場合、甲は代理人がはなはだ不自然でない場合は、甲はその者  
を乙の代理人と認めレンタルを行なう場合があります。その際生じた事故に対する責任は乙の負担にあります。  
乙は甲の所有するレンタル品を利用する場合には、甲に身分等の照会を求められた場合身分証明書を提  
示しなければなりません。

## 第4条 貸出の制限

下記の場合、当社契約済みのお客様（乙）にあってもレンタルのサービスが受けられない場合があります。  
1. 甲の提示する商品以外の場合  
2. 他のお客様の使用を妨げる恐れのある場合  
3. レンタル機材が正規の使用方法に誠実に使用されない恐れがある場合  
4. 乙または連帯保証人に機材紛失、破損に對して担保能力が無い恐れがある場合  
5. 約束期間までにお支払い（ご返却料も）が無い場合  
6. 最終お取引から2年間ごレンタルがない場合

## 第5条 レンタルの実務

1. 乙が機材を借り受けける場合、甲の在庫を予め御確認ください。（完全予約制のため）  
2. 貨物は別に定める当社料金表によって行うものとします。1日24時間を単位として24時間を超  
える場合は1日分として加算されます。  
3. 乙は甲に返却予定を前に申し出で、それまでの賃料を前納するものとします。料金は物価状況等や  
需給状態により変化し、予告無く変更される場合があります。  
4. 乙は機材の使用において甲に対する善良な管理者として注意をもつて使用しなければなりません。乙  
は甲より機材を受け取る際は、各部の点検をしなければなりません。貸出中の事故機材の故障、損傷、  
盗難、紛失等について全額乙の貸出後（新品販売価格相当）負担となります。機材の確認はご返却時又  
はご返却後24時間以内に不具合があつた場合は、甲とともにその事に付随する責任義務はないものとします。  
5. 機材に付随する電池、ガソリンなどの消耗品は乙の責任にお  
いてご用意下さい。  
6. 甲は事前にデジタルカメラ（バッテック式も含む）CCD（MOS）部の汚れ、塵、ゴミ、埃のチェックは行うが、  
チェック後に、汚れ、塵、ゴミ、埃が付く場合があります。必ず乙の責任において再度点検を行つてくだ  
さい。ご使用後のご指摘には甲は責任を負いかねます。  
7. 機械部、CCD部、電子部品、CFカード等（メディア）、PCに故障が発生し撮影不可の場合、ご返却後  
に症状が検証された場合に限り（お客様の操作、状況等が悪い場合はこの限りではありません）賃料料をご  
請求しない事をもつてお詫びいたします。その他、撮影に關して金銭的支障が発生しても甲は乙に對して  
責任を負いかねます。  
8. デジタルカメラの操作方法（ソフトも含む）に關しては各メーカーサービスセ  
ンター又はお客様セントナーに御相談下さい。

9. 各メーカーのソフトの不具合、PCのOSに關しての不具合については一切甲の責任はないものとします。

10. キャンセル料金は、お渡し予定日の2日前50%、1日前70%、当日前70%の各レンタル料金  
を申し受けます。（配達済みの場合は配達料や引き取り料を申し受けます）  
11. レンタル期間中に乙が物件又はその設置、保管、使用等により第三者に与えた損害について乙は  
これを賠償するものとし、甲は一切の責任を負いません。

## 第6条 レンタル期間延長

乙からレンタル期間の満了時までに期間延長の申し出があつた場合甲がこれを承認した場合のみ、甲はレ  
ンタル契約に適用される料金表に基づきこの申し出を了承できます。連絡のない延長はいかなる場合も認  
められません。すべて遅延とみなして乙は甲に細則に基づき遅延損害金を支払うものとします。

## 第7条 退会及び解約

1. 乙が本契約に違反した場合、甲は勧告なく直ちに本契約を解除し、同時に甲のお客様としての資格を  
削除し並びに日本レンタル協会、に違反条項を直ちに連絡するものとします。（但し、個人情報に關する  
法律は遵守します）  
2. 乙が甲に対して未払金がある場合退会通告ご10日以内に全額支払うこととします。  
3. 甲から申し出による退会の手続きはレンタル契約による物件の完全な状態での返却完了及び支払  
い完了をもつて認められるものとします。  
4. 契約期間中に取引が全く発生しなかった場合。

## 第8条 契約の更新

表紙ご記入の契約期間は通常3年とさせています。期間満了後には相互ご異存無き場合はさらに本契  
約を継続させていただきます。連帯保証人は契約者と共に責任をもつて本契約に誠実に履行するものと  
します。また個別に契約更新期限のご案内は致しません。  
5. 契約期間中に取引が全く発生しなかった場合。

## 第9条 甲の権利譲渡

甲は、この契約に基づく甲の権利を金融機関等の第三者に譲渡し、若しくは担保に再入れる事ができます。  
6. 本契約に定めが無い事項につきましては商法並び民法並び刑法その他、法律、法令に従うものといたします。  
7. 本契約から発生する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所といたします。  
上記の条文に同意します。

年 月 日

以上、本契約締結の証として、本書を2通作成し甲及び乙は記名捺印のうえ、各自一通を所持する。

（甲）貸主 住所：東京都中央区月島1-1-4-9

（乙）借主 住所：

印

氏名：銀一株式会社 代表取締役 丹羽寿成

氏名：

印